

建設汚泥処理物の自ら利用に係るQ A

Q 1 杭打工事で発生した汚泥（建設汚泥）は元々が土砂なので、産業廃棄物の汚泥ではなく、土砂ではないのか。

A 1 杭打工事に伴って排出される時点で、土砂か汚泥かを判断します。

排出された時点で泥状であれば、「土砂」ではなく、産業廃棄物の「汚泥」として扱ってください。

Q 2 建設汚泥はそのまま天日乾燥すれば、泥状でなくなるので、その場合、土砂として取り扱ってもよいのではないのか。

A 2 あくまでも排出された時点で土砂か汚泥かを判断しますので、排出された時点で汚泥となれば、その後、乾燥して泥状でなくなったとしても、汚泥として取り扱わなければなりません。

Q 3 建設汚泥をセメントで固化したら、土砂として取り扱ってもよいのか。

A 3 セメントで固化すれば、自然物たる土砂に戻る訳ではありません。

建設汚泥を処理し、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれのない形態で、客観的に価値が認められるものである場合において自ら利用することができます。

Q 4 建設汚泥をセメントで固化したものを残土処分場で処分してもよいのか。

A 4 Q A 3 で説明したとおり、建設汚泥をセメント等で処理したものについて客観的に価値が認められず、逆に処理料金に相当する金品を渡して、残土処分場に埋め立てることは不法投棄と見なされるので注意してください。

Q 5 建設汚泥をセメント固化し、養生するには工事現場が狭いため、場外で保管してもよいのか。

A 5 強度を確認する前の段階では産業廃棄物であるため、場外への運搬や保管は廃棄物処理法に従う必要があります。

また、場外に保管する場合、降雨により建設汚泥処理物が泥状に戻る可能性がありますので、シートで覆うなどの措置が必要です。

産業廃棄物の場外保管については面積により事前届出が必要になる場合があります。

詳しくは以下のホームページをご覧ください。

https://www.city.kobe.lg.jp/a98953/industry/sanpai_hokan.html

Q 6 「自ら利用」とはどのような利用を指すのですか。

A 6 「自ら利用」とは、他人に有償売却できる性状のものを排出事業者（占有者）が自ら使用することをいいます。

但し、排出事業者が生活環境の保全上支障が生ずるおそれのない形態で、建設資材として客観的価値が認められる建設汚泥処理物を建設資材として確実に再生利用に供することは、必ずしも他人に有償譲渡できるものでなくとも、自ら利用に該当します。

Q 7 建設汚泥の発生現場以外の工事現場で建設汚泥処理物を利用したいのだが。

A 7 国土交通省のガイドラインでは、排出側工事と利用側工事の元請業者が同一の場合の建設汚泥処理物の自ら利用を想定しています。

より適正な再生利用を図る観点から、発注者は元請業者に処理方法、利用用途等を記載した「利用計画書」を工事着手前に作成させるとともに、その実施状況を記録させてください。また、これら書類は、排出側工事・利用側工事双方の発注者から確認を受けてください。

Q 8 土壌汚染が判明している土地で杭打工事する予定であるが、発生した建設汚泥を処理して自ら利用することはできるのか。

A 8 国土交通省のガイドラインでは、環境基本法に基づく土壌環境基準または土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の含有量基準に適合しない建設汚泥は対象外としています。